

売却区分番号	215-1		
見積価額	¥672,000	公売保証金	¥70,000
財産の表示	1 ゴルフ会員権(預託) 九州ゴルフ倶楽部八幡コース 数量 1		
登録番号	第Y1138371	会員権の種類	法人会員
登録年月日	平成24年7月1日	保証金の額	4,500,000円
経営会社	九州リゾート株式会社		
交通機関			
譲渡承認	九州リゾート株式会社及び九州ゴルフ倶楽部理事会の承認が必要です。		
名義書換手数料	0円		
年会費	66,000円	左記の調査時期	令和5年8月8日
未納年会費	372,000円	左記の調査時期	令和5年8月8日
特記事項			
その他事項	この財産は、「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売します。 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
特記事項	<p>1 名義書換手続きの際、九州ゴルフ倶楽部八幡コース会員2名の推薦が必要です。</p> <p>2 権利移転に伴う名義書換手続きは、買受人において行うこととなり、「会員資格審査申請書」等入会申込書類一式を九州ゴルフ倶楽部八幡コースに提出後、同倶楽部で書類審査や支配人面接などの入会審査が実施されます。</p> <p>3 九州リゾート株式会社及び九州ゴルフ倶楽部理事会の譲渡承認が得られない場合は、売却決定を取り消します。ただし、名義書換などの請求手続きを正当な理由なく1年以上行わなかった場合などにおいては、この限りではありません。</p> <p>4 未納年会費は、買受人が負担することとなり、未納年会費を払わなければ名義書換手続きを行うことができません。</p> <p>5 「会員資格保証金証書」については、名義書換時に九州リゾート株式会社が再発行することとなります。</p>		
注意事項	<p>入札にあたっては、次の事項に注意してください。</p> <p>1 物件の引渡しについて 公売財産に財産の種類又は品質の不適合があっても国(福岡国税局・各税務署)は担保責任を負いません。また、いかなる理由があっても引渡した公売財産の返品及び苦情は受け付けません。</p> <p>2 その他 公売を中止することがあります。あらかじめご了承ください。</p>		